

瑞浪市長 様

申請年月日 年 月 日

瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金交付申請書兼請求書

次のとおり、瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金の交付を受けたいので、瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請し、請求します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
現住所	〒	電話番号	
メールアドレス	@		

2 住宅の情報（住宅区分は該当する欄に○を付けてください。）

所有者		持分 /	住宅区分	新築	中古
共有者 ^{*1}		持分 /			

※1：住宅が共有名義の場合のみ記載してください。

3 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。）				人	
就業・起業の種類		就業 (新規 ^{*2})	就業 (継続 ^{*3})	就業 (テレワーク ^{*4})	起業

※2：県内に事業所を有する法人等に就業する者

※3：県外の法人等に勤務する者で、その勤務先を変更せず、市内から通勤するもの

※4：県外の法人等に勤務する者で、その勤務先を変更せず、県内においてテレワークを行うもの

4 申請請求金額 _____ 円

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）^{*5}

備考1「瑞浪市清流の国ぎふ移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
備考2「瑞浪市清流の国ぎふ移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して岐阜県に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して転入した。	A. 自らの意思である	B. 自らの意思でない
県又は市町村が実施する移住定住施策への協力について（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、清流の国ぎふ暮らしセミナーの講師等）	A. 協力する	B. 協力しない
支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、現況調査に応じること。	A. 応じる	B. 応じない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	A. 関係を有する者でない	B. 関係を有する者である
日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものである。	A. 該当する	B. 該当しない

※5：各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

裏面もご記入ください。

6 直近5か年の居住歴^{※6}

期間	住所
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	

※6：記入欄が不足する場合は、別紙（任意様式）に期間と住所を記載の上、申請書に添付してください。

7 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所 本所・支所
	金融機関コード	支店コード
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人（漢字）		

※7：申請者と同一名義の口座を記入してください。

※8：ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

[備考1] 瑞浪市清流の国ぎふ移住支援支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県及び瑞浪市から瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金（以下「支援金」という。）に関する報告及び立入調査について求められた場合には、これに応じます。
- 2 次の場合には、瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金交付規則に基づき、支援金の全額（（4）にあつては、半額）を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
 - (2) 居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。
 - (3) 支援金の申請日から3年未満で市外へ転出したとき。
 - (4) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。
 - (5) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞し、又は廃業したとき（離職又は廃業後3月以内に、再度要件を満たす職に就業し、又は起業した場合を除く。）。

[備考2] 瑞浪市清流の国ぎふ移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び瑞浪市は、瑞浪市清流の国ぎふ移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する同種の移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

瑞浪市長 様

申請年月日 年 月 日

瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金交付申請書兼請求書

次のとおり、瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金の交付を受けたいので、瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請し、請求します。

1 申請者欄

フリガナ	ギフ タロウ	性別	生年月日
氏名	岐阜 太郎	男	昭和55年 7月 1日
現住所	〒000-0000 岐阜県瑞浪市〇〇〇丁目〇〇	電話番号	000-000-0000
メールアドレス	aaaaaaaa@bbbbbbb.ne.jp		

2 住宅の情報（住宅区分は該当する欄に○を付けてください。）

所有者	岐阜 太郎	持分	1 / 1	住宅区分	新築	中古
共有者 ^{※1}		持分	/		○	

※1：住宅が共有名義の場合のみ記載してください。

3 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。）		3 人			
就業・起業の種類	就業 (新規 ^{※2})	○	就業 (継続 ^{※3})	就業 (テレワーク ^{※4})	起業

※2：県内に事業所を有する法人等に就業する者

※3：県外の法人等に勤務する者で、その勤務先を変更せず、市内から通勤するもの

※4：県外の法人等に勤務する者で、その勤務先を変更せず、県内においてテレワークを行うもの

4 申請請求金額 _____ 円

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）^{※5}

備考1「瑞浪市清流の国ぎふ移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	○	A. 誓約する	B. 誓約しない
備考2「瑞浪市清流の国ぎふ移住支援事業に係る個人情報の取り扱い」に記載された内容について	○	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して岐阜県に居住し、かつ、就業・起業する意思について	○	A. 意思がある	B. 意思がない
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して転入した。	○	A. 自らの意思である	B. 自らの意思でない
県又は市町村が実施する移住定住施策への協力について（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、清流の国ぎふ暮らしセミナーの講師等）	○	A. 協力する	B. 協力しない
支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、現況調査に応じること。	○	A. 応じる	B. 応じない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	○	A. 関係を有する者でない	B. 関係を有する者である
日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものである。	○	A. 該当する	B. 該当しない

※5：各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

裏面もご記入ください。

6 直近5か年の居住歴^{※6}

期間	住所
2022年 4月 5日 ~ 2024年 4月10日	A県〇〇市〇〇〇 〇丁目〇〇
2019年 6月15日 ~ 2022年 4月 4日	B県◆◆市〇〇〇 〇丁目〇〇
2015年 10月 3日 ~ 2019年 6月14日	C県〇〇市〇〇〇 〇丁目〇〇
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	

※6：記入欄が不足する場合は、別紙（任意様式）に期間と住所を記載の上、申請書に添付してください。

7 振込先

金融機関	〇〇 銀行・信用金庫 信用組合・農協	〇〇 本店・支店 出張所 本所・支所
	金融機関コード	支店コード
	0000	000
預金種別	普通・当座	
口座番号	0000000	
フリガナ	ギフ タロウ	
口座名義人（漢字）	岐阜 太郎	

※7：申請者と同一名義の口座を記入してください。

※8：ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

[備考1] 瑞浪市清流の国ぎふ移住支援支援金の交付申請に関する誓約事項

- 岐阜県及び瑞浪市から瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金（以下「支援金」という。）に関する報告及び立入調査について求められた場合には、これに応じます。
- 次の場合には、瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金交付規則に基づき、支援金の全額（（4）にあつては、半額）を返還します。
 - 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
 - 居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。
 - 支援金の申請日から3年未満で市外へ転出したとき。
 - 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。
 - 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞し、又は廃業したとき（離職又は廃業後3月以内に、再度要件を満たす職に就業し、又は起業した場合を除く。）。

[備考2] 瑞浪市清流の国ぎふ移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び瑞浪市は、瑞浪市清流の国ぎふ移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する同種の移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。